

議案第48号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市市税条例等の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和3年6月10日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例
(宇治市市税条例の一部改正)

第1条 宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「の数」を「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数」に改める。

第28条の3第1項各号列記以外の部分中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第3条の3第1項中「の数」を「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数」に改める。

附則第4条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条の3中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第31条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年宇治市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、宇治市市税条例第44条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「、同条第52項」を「、同条第60項」に改め、同条第16項

の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第45条第4項の改正規定中「第31項」を「第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条例第47条の改正規定中「第47条第4項」を「第47条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

附則第2条の2第2項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第3条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宇治市市税条例附則第4条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中宇治市市税条例第14条第2項の改正規定及び第8条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中宇治市市税条例附則第8条の3の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税

については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。